

# 坂戸市立学校における 盗撮防止等ガイドライン

令和7年10月

坂戸市教育委員会

# 目次

1 目的	1
2 定義	1
3 対象	1
4 未然防止対策	1
(1) 環境整備及び点検	
(2) 個人所有端末の利用制限	
(3) 学校所有の機器の取扱い	
(4) 来校者への協力依頼	
(5) 教職員への研修・児童生徒への指導	
5 発覚後の対応	3
(1) 被害者保護	
(2) 警察への通報等	
(3) 教職員が加害者の場合	
(4) 児童生徒が加害者の場合	
6 継続的な見直し	4
7 関係法令	4
(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
(2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
(3) 埼玉県迷惑行為防止条例	
(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	
(5) 個人情報保護に関する法律	
8 相談先	4
(1) 埼玉県教育委員会	
(2) 市教育委員会	
(3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	
(4) 警察庁匿名通報ダイヤル	

# 坂戸市立学校における盗撮防止等ガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、坂戸市立学校において、盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

## 2 定義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

## 3 対象

### (1) 対象者

児童生徒及び教職員並びに来校者

### (2) 対象場所

学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

## 4 未然防止対策

### (1) 環境整備及び点検

#### ア 環境整備

(ア) 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。

(イ) 特に更衣等を行う場所（小学校3年生からは、男女の更衣場所を設けることとする）には、仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。

(ウ) 更衣室等が施錠可能な場合は、鍵の管理や貸し出しについては職員室等で保管するなど適切に管理する。

#### イ 点検

施設の状況等について、定期点検、臨時点検を行う。その他、日々の巡回を通して日常の点検を全職員が行う。

#### (ア) 定期点検

a 原則として4月、9月、1月に、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。

b 点検は、管理職、管理職以外の職員がペアとなってい、異なる性別の教職員で点検するように努める。

c 修繕が必要な場合は関係課と協議し迅速に対応する。

d 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、市教育委員会に報告するとともに、警察にも通報を行い、状況に応じて関係課所と連携を図る。

(イ) 臨時点検

a 点検方法等については(ア)定期点検と同様とする。

b 市教育委員会からの指示があった時や、学校行事の直前直後など学校が必要と認めた時に行う。

c 水泳の授業等のための更衣を学校で行う場所については、特に留意して点検を行う。

・学校教育課からスイミングスクールに協力を要請し、学校は水泳授業の実施前に教職員がスイミングスクールの更衣室を目視等で確認する。

(ウ) 日常点検

清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。

(2) 個人所有端末の利用制限

ア 教職員が個人所有のスマートフォン等の撮影機器を使って児童生徒等を撮影すること、及び個人所有のSDカード等の記憶媒体を児童生徒の撮影等のために使用することを禁止する。また、児童生徒の活動場所に持ち込んだ個人所有の撮影機能を有しているスマートフォン等は、他者の目に触れないよう配慮し、緊急時以外は使用を禁止する。緊急時以外の使用については、校長が市教育委員会に相談することとする。

(3) 学校所有の機器の取扱い

ア 教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認めるものとする。

イ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

(4) 来校者への協力依頼

ア 全ての来校者に対し、名札の着用や事務室等での記名を求める。

イ 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮して対応するよう協力を求める。

ウ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(5) 教職員への研修・児童生徒への指導

ア 教職員向け研修

不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

## イ 児童生徒への指導

授業等を通じて、児童生徒に対して、スマートフォンの適切な使い方の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さについて指導を行う。また、盗撮等に関する悩みを持っていたり、校内で不審な物や不審な人物を見かけたりしたら、速やかに保護者や教職員等の信頼できる大人に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

## ウ その他の啓発等

(ア) 盗撮を許さない思いや、盗撮を防止するための定期的な点検、校内巡回を行っていることを伝えるポスターを学校の敷地内に掲示する。

(イ) 児童生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び市教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

## 5 発覚後の対応

盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに被害者の保護など、適切な処置を行う。

### (1) 被害者保護

ア 盗撮をされている状況にある場合は、被害者を現場から退避させる。

イ 必要に応じ状況等について確認を行う。

ウ 被害者が児童生徒の疑いがある場合は、保護者に速やかに連絡を行う。

エ 被害児童生徒の登校については、被害側の意向を尊重しながら必要に応じた支援の実施を検討する。

オ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを提供する。

カ 盗撮画像や動画がSNSなどで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、児童生徒及び保護者と連携して行う。

### (2) 警察への通報等

ア 迅速に管轄の警察へ通報する。

イ 警察への第一報後については、被害児童生徒、保護者等と相談して対応する。

ウ 警察から指示を受けたうえで、被害者等から被害にあった際の状況等の聴取を検討する。また、警察の指示を受けながら証拠（映像、機器等）を保全する。

### (3) 教職員が加害者の場合

ア 市教育委員会へ報告を行う。市教育委員会は事実確認を行い適切な処置を行う。

イ 保護者及び児童生徒へ説明する機会を設定し、事件の概要と再発防止策について説明する。

### (4) 児童生徒が加害者の場合

ア 市教育委員会へ報告を行う。

イ 加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を行う。

ウ その後の対応については、警察と連携して行う。

## 6 継続的な見直し

市教育委員会は、法改正や学校の状況等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを適宜行う。

## 7 関係法令

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（児童生徒性暴力防止法）
- (2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- (3) 埼玉県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18歳未満の被害者が含まれる場合））
- (5) 個人情報の保護に関する法律

## 8 相談先

※連携が想定される相談先

- (1) 埼玉県教育委員会  
教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629  
学校電話相談 048-830-6737
- (2) 坂戸市教育委員会 学校教育課 049-283-1331（代表）
- (3) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口  
アイリスホットライン 0120-31-8341
- (4) 警察庁匿名通報ダイヤル 0120-924-839